第 80 号議案

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月27日提出

神戸市長　久　元　喜　造

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例の一部を改正する条例

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例（平成25年３月条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市における災害時の<u>要配慮者</u>への支援に関する条例	神戸市における災害時の<u>要援護者</u>への支援に関する条例
目次	目次
前文	前文
第１章　［略］	第１章　［略］
第２章　市の基本的責務並びに<u>要配慮者支援団体</u>、事業者及び<u>要配慮者</u>の役割（第３条―）	第２章　市の基本的責務並びに<u>要援護者支援団体</u>、事業者及び<u>要援護者</u>の役割（第３条―）

第６条）	第６条）
第３章　避難行動要支援者に係る情報の収集及び提供（第７条―第13条）	第３章　要援護者に係る情報の収集と提供（第７条―第13条）
第４章　避難行動要支援者への個別避難計画の策定等（第14条）	第４章　要援護者への支援計画の策定等（第14条）
第５章、第６章　［略］	第５章、第６章　［略］
附則	附則
（目的）	（目的）
第１条　この条例は、要配慮者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要配慮者支援団体、事業者及び要配慮者の役割を明らかにすることにより、要配慮者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。	第１条　この条例は、要援護者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割を明らかにすることにより、要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。
（定義）	（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　要配慮者　災害時において高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者として次に掲げる者をいう。	(1)　要援護者　災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。

ア～カ　［略］	ア～カ　［略］
キ　認知症高齢者グループホーム（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第90条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）、障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第18項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。）その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者	キ　認知症高齢者グループホーム（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第90条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）、障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。）その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者
ク　難病患者のうち次に掲げる者に該当するもの	ク　難病患者（昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹患している者をいう。）のうち次に掲げる者に該当するもの
（ア）　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第５条第１項に規定する指定難病患者	（ア）　国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者
（イ）　［略］	（イ）　［略］
（ウ）　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２第２項に規	（ウ）　都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第

定する小児慢性特定疾病児童等	252条の19第１項に規定する指定都市をいう。）及び中核市（同法第252条の22第１項に規定する中核市をいう。）が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者
（エ）　［略］	（エ）　［略］
ケ～サ　［略］	ケ～サ　［略］
(2)　要配慮者支援団体　要配慮者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。	(2)　要援護者支援団体　要援護者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。
第２章　市の基本的責務並びに要配慮者支援団体、事業者及び要配慮者の役割	第２章　市の基本的責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割
（市の基本的責務）	（市の基本的責務）
第３条　市は、第１条に規定する目的にのっとり、要配慮者に必要な配慮をし、及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。	第３条　市は、第１条に規定する目的にのっとり、要援護者に必要な配慮をし、及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。
２　市は、要配慮者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り、支援業務に必要な情	２　市は、要援護者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り、支援業務に必要な情

報の共有及び活用に努めなければならない。	報の共有及び活用に努めなければならない。
3　市は、要配慮者を安全に避難させるため、避難情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。	3　市は、要援護者を安全に避難させるため、避難準備情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。
（要配慮者支援団体の役割）	（要援護者支援団体の役割）
第４条　要配慮者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と連携して、要配慮者に係る情報の整理及び更新、第14条第１項の規定に基づく個別避難計画の策定への協力その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	第４条　要援護者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要援護者に係る情報の整理及び更新、第14条第１項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2　要配慮者支援団体は、市と連携して次に掲げる活動（以下「地域要配慮者支援活動」という。）に努めるものとする。	2　要援護者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動（以下「地域要援護者支援活動」という。）に努めるものとする。
(1)　要配慮者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声がけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供	(1)　要援護者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声がけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供
(2)　［略］	(2)　［略］
（事業者の役割）	（事業者の役割）
第５条　事業者（要配慮者支援団体を除く。）は、第１条に規定する目的の	第５条　事業者（要援護者支援団体を除く。）は、第１条に規定する目的の

ために市が進める施策に協力するとともに、地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。	ために市が進める施策に協力するとともに、地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。
（要配慮者の役割）	（要援護者の役割）
第６条　要配慮者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、災害時の支援に必要な要配慮者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制づくり及び地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。	第６条　要援護者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、災害時の支援に必要な要援護者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制づくり及び地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。
第３章　避難行動要支援者に係る情報の収集及び提供	第３章　要援護者に係る情報の収集及び提供
（避難行動要支援者名簿の作成及び要配慮者支援団体への提供）	（個人情報の収集及び要援護者支援団体への提供）
第７条　市長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第１項の規定に基づく避難行動要支援者として、専ら居宅において生活を営む者であって、次に掲げる者の把握に努めるとともに、同項に規定する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。	第７条　市長は、第３条第１項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を本人（個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。）の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。
(1)　介護保険法第27条第７項第１号に規定する要介護状態区分につい	(1)　介護保険法第27条第７項第１号に規定する要介護状態区分につい

て市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度等が次のいずれかに該当するもの ア　要介護３から要介護５までに該当するもの イ　要介護１又は要介護２に該当し、かつ、厚生労働省が定める認知症高齢者の日常生活自立度判定基準に基づきその判定がⅢ以上である者	て市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護３から要介護５までに該当するもの
(2)、(3)　［略］	(2)、(3)　［略］
(4)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第１項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が１級であるもの	(4)　第２条第１号オ及びカに掲げる者
(5)　前各号に掲げるもののほか、第２条第１号に規定する者のうち、本人又はその家族等が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの	(5)　前各号に掲げるもののほか、第２条第１号に規定する者のうち、要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの
２　市長は、前項の名簿の作成に当たり、第２条第１号に規定する者のうち、前項第１号から第４号までの規定に該当しない者について、要配慮者支援団体から支援の必要があるとして申出を受けたときは、必要に応	

じて前項第５号に規定する希望の勧奨その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
３　市長は、第３条第１項の規定に基づく体制の整備を推進するため、避難行動要支援者のうち、本人の同意を得た者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集し、要配慮者支援団体に提供することができる。	
４　前項の規定により提供することができる個人情報は、第１項各号に掲げる者のうち、本人の同意を得た者に係る災害対策基本法第49条の10第２項各号に規定する事項とする。	２　前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要援護者が提供することを希望する事項（地域要援護者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。）とする。
５　市長は、前項の個人情報を名簿に登録するとともに、第３項の規定により個人情報を提供する場合には当該名簿を要配慮者支援団体に提供することにより行うものとする。	３　市長は、前項の個人情報を要援護者台帳に登録し、及び第１項の規定により個人情報を提供する場合には当該要援護者台帳を要援護者支援団体に提供することにより行うことができる。
６　第３項の規定に基づき避難行動要支援者の個人情報を要配慮者支援団体に提供することについて本人の同	４　第１項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求

意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。	めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。
（要配慮者支援団体に対する提供の手続）	（要援護者支援団体に対する提供の手続）
第８条　市長は、前条第３項及び第５項の規定により要配慮者支援団体に対して名簿を提供しようとするときは、当該要配慮者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。ただし、要配慮者支援団体に提供した名簿の内容が更新された場合において、当該要配慮者支援団体に対して、更新後の名簿を提供しようとするときは、この限りでない。	第８条　市長は、前条第３項の規定により要援護者支援団体に対して要援護者台帳を提供しようとするときは、当該要援護者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。
２　要配慮者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする名簿を管理する者（以下「名簿管理者」という。）をあらかじめ定めておかなければならない。	２　要援護者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要援護者台帳を管理する者（以下「名簿管理者」という。）をあらかじめ定めておかなければならない。
（協定の締結等）	（協定の締結等）
第９条　市長は、第７条第３項及び第５項の規定により名簿を提供しようとするときは、あらかじめ、当該名簿の提供を受けようとする要配慮者支	第９条　市長は、第７条第３項の規定により要援護者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要援護者台帳の提供を受けようとする要援

援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。	護者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。
2　前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。	2　前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
(1)　要配慮者支援団体が活動する地域的範囲	(1)　要援護者支援団体が活動する地域的範囲
(2)～(5)　［略］	(2)～(5)　［略］
(6)　要配慮者の支援に関する事項	(6)　要援護者の支援に関する事項
(7)　［略］	(7)　［略］
3　［略］	3　［略］
（情報の安全管理）	（情報の安全管理）
第10条　第７条第３項及び第13条第１項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	第10条　第７条第１項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
（利用及び提供の制限）	（利用及び提供の制限）
第11条　名簿管理者及び地域要配慮者支援活動を行う者（以下「名簿管理者等」という。）は、地域要配慮者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	第11条　名簿管理者及び地域要援護者支援活動を行う者（以下「名簿管理者等」という。）は、地域要援護者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
（守秘義務）	（守秘義務）
第12条　名簿管理者等は、地域要配慮	第12条　名簿管理者等は、地域要援護

者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要配慮者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。	者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要援護者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。
（緊急時における名簿の提供）	（緊急時における要援護者への支援台帳の作成等）
第13条　市長は、第７条第３項の規定に基づき避難行動要支援者の個人情報を要配慮者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第６項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、災害対策基本法第49条の11第３項の規定に基づき、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、同法第49条の10第１項に規定する避難支援等の実施に必要な限度で、要配慮者支援団体に、名簿の提供を行うものとする。	第13条　市長は、第７条第１項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第４項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要援護者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要援護者登録保留台帳を作成するものとする。
２　市長は、緊急時において迅速に要配慮者への支援活動を行うことができるよう、要配慮者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。	２　市長は、緊急時において迅速に要援護者への支援活動を行うことができるよう、要援護者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。
第４章　避難行動要支援者への個別避難計画の策定等	第４章　要援護者への支援計画の策定等

（避難行動要支援者への個別避難計画の策定等）	（要援護者への支援計画の策定等）
第14条　要配慮者支援団体が災害対策基本法第49条の14第１項の規定に基づく個別避難計画の策定に協力する場合にあっては、市及び要配慮者支援団体は、互いに連携するよう努めなければならない。	第14条　要援護者支援団体が支援計画を策定する場合にあっては、市及び要援護者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。
２　要配慮者支援団体は、前項の個別避難計画の策定に協力するに当たっては、災害対策基本法第49条の14第３項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を市と連携のうえ定めるよう努めることとする。	２　要援護者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。
(1)　避難行動要支援者の事前の備え	(1)　要援護者の事前の備え
(2)　避難所（災害対策基本法第33条の２第１項第１号に規定する避難所をいう。以下同じ。）への避難経路	(2)　避難所（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）第２条１に規定する避難所をいう。以下同じ。）への避難経路
(3)　［略］	(3)　［略］
(4)　避難行動要支援者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難	(4)　要援護者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難
(5)　前各号に掲げるもののほか、避難行動要支援者への支援に必要な事項	(5)　前各号に掲げるもののほか、要援護者への支援に必要な事項

3　市長は、地域において要配慮者支援団体が複数あるときは、これらの要配慮者支援団体及び関係者で構成する会議（以下「要配慮者支援団体会議」という。）を設置し、及び要配慮者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。	3　市長は、地域において要援護者支援団体が複数あるときは、これらの要援護者支援団体及び関係者で構成する会議（以下「要援護者支援団体会議」という。）を設置し、及び要援護者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。
4　市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。	4　市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。
(1)　要配慮者支援団体会議の設置及び運営に関すること。	(1)　要援護者支援団体会議の設置及び運営に関すること。
(2)　要配慮者支援団体による個別避難計画の策定への協力及び地域要配慮者支援活動に関すること。	(2)　要援護者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。
5　避難行動要支援者は、個別避難計画の策定に協力する要配慮者支援団体に対し、避難行動要支援者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力に努めなければならない。	5　要援護者は、要援護者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要援護者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力に努めなければならない。
（要配慮者相談員の設置）	（要援護者相談員の設置）
第15条　市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要配慮者相談員の配置に努めるものとする。	第15条　市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要援護者相談員の配置に努めるものとする。
(1)　要配慮者支援団体と協力して要	(1)　要援護者支援団体と協力して要

配慮者からの相談に対応する事務	援護者からの相談に対応する事務
(2) 要配慮者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務	(2) 要援護者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務
(3) ［略］	(3) ［略］
（避難所等の環境整備）	（避難所等の環境整備）
第16条 市長は、避難所のうち要配慮者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所（以下「福祉避難所」という。）へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所（以下「避難所等」という。）で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画（災害対策基本法第42条第１項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。）に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要配慮者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。	第16条 市長は、避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所（以下「福祉避難所」という。）へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所（以下「避難所等」という。）で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第１項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。）に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要援護者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。
（避難所等における保健救護及び医療救護に係る体制の整備）	（避難所等における保健救護及び医療救護に係る体制の整備）
第17条 市長は、避難所等の要配慮者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団	第17条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団

体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。	体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。
（福祉避難所の整備等）	（福祉避難所の整備等）
第18条　市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要配慮者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。	第18条　市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要援護者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。
2　市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要配慮者の受入体制の整備に努めるものとする。	2　市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要援護者の受入体制の整備に努めるものとする。
（福祉避難所の運営等）	（福祉避難所の運営等）
第19条　市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要配慮者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。	第19条　市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要援護者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。
2　［略］	2　［略］

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、この条例による改正前の神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例第７条の規定により要援護者支援団体に提供された要援護者台帳に登録されている情報は、この条例による改正後の神戸市におけ

る災害時の要配慮者への支援に関する条例（以下「新条例」という。）第７条の規定により要配慮者支援団体に名簿が提供されるまでの間は、新条例に規定する名簿の例により、これを活用することができる。

理　　由

要援護者台帳登録対象者等の変更に当たり、条例を改正する必要があるため。